

秘密管理性の判断における 情報の重要性・秘密性の考慮

会員 鈴木 薫

要 約

不正競争防止法上の営業秘密に該当するには、秘密管理性、有用性、非公知性の要件を満たさねばならないが、裁判例上、秘密管理性が最も重要な争点となることが多い。本稿では、まず秘密管理性の概念、秘密管理性を要件とした趣旨、判断基準・手法等を概括し、その中で、秘密管理性の判断において情報の性質（重要性・秘密性の程度を含む）が考慮の対象となることを指摘する。次に、PC プラント事件において、控訴審裁判所は情報の重要性・秘密性をどのように評価したのか検討し、最後に他の裁判例におけるこれらの点の評価についても触れることとする。

なお、考慮対象となる情報の性質は重要性・秘密性に限られるものではないが、本稿における裁判例の検討は、これらの点に焦点を絞ったものである。また、裁判例は、収録媒体を特記してあるもの以外、全て裁判所ウェブサイトから検索することが可能である。

目次

第1 秘密管理性概説

- 1 秘密管理性を要件とした趣旨
- 2 秘密管理性の判断基準・判断手法等

第2 知財高裁平成23年9月27日判決（平成22年（ネ）第10039号、第10056号（PCプラント事件）の検討

- 1 当事者
- 2 事案の概要
- 3 裁判結果：控訴認容 原判決変更 附帯控訴棄却
- 4 本件における秘密管理性の判断
- 5 本件における不正競争行為の有無及び損害論
- 6 控訴審判決の秘密管理性の判断の評価

第3 情報の重要性・秘密性につき検討した他の裁判例

第1 秘密管理性概説

1 秘密管理性を要件とした趣旨

不正競争防止法2条6項にいう「秘密として管理されている」（秘密管理性）とは、「当該情報について、認識可能な程度に客観的に秘密の管理状態を維持していること」（大阪地裁平17.5.24判決（工業用刃物））、「当該営業秘密について、従業員及び外部者から認識可能な程度に客観的に秘密としての管理状態を維持していること」（名古屋地裁平20.3.13判決（産業用ロボットシステム））をいう。

不正競争防止法による営業秘密保護制度の導入に際して、平成2年3月16日付で取りまとめられた産業

構造審議会財産的情報部会「財産的情報に関する不正競争行為についての救済制度のあり方について」は、その第4章1(2)「秘密として管理していること」（以下「営業秘密報告書」。全文は商事法務「NBL」No.447 16-36頁所収）において、秘密管理性を要件とする趣旨は、営業秘密の客体の要件を明確化し、また不正な行為からの救済が認められるためには、営業秘密の「保有者が秘密とすることについての意思をもつだけでは不十分」であり、「客観的に秘密であること（秘密を維持するために合理的な努力を払っていること）が必要」であることを明らかにするためだとしている。営業秘密として保護されるには、保有者が合理的努力を行い、不正手段によらなければ不特定者に知りえないように秘密として管理を行っている必要があるとしたのである。

この点に関し、札幌地裁平6.7.8決定（エーアンドネイチャー。新日本法規「判例不正競争法」一二五〇ノ二二八ノ二八）は、「財産的情報に関する不正行為は、『秘密として管理』している他人の情報を不正な手段により取得し、競争上有利な立場に立とうとする行為であるが、このような不正な手段が必要となるのは、『秘密として管理』されているからにはほかならない。したがって、客観的に秘密として管理されていない情報はその情報にアクセスする人間に自由に使用・開示

できる情報という認識を抱かせる蓋然性が高いため、秘密として管理していない情報までも保護することは情報取引の安定性を阻害することとなる。」としている（営業秘密報告書中の詳細な説明に忠実な判示である。）。

また、東京地裁平 20.11.26 判決（ダンスミュージックレコード）は、「秘密管理性が要件とされているのは、営業秘密が、情報という無形なものであって、公示になじまないことから、保護されるべき情報とそうでない情報とが明確に区別されていなければ、その取得、使用又は開示を行おうとする者にとって、当該行為が不正であるのか否かを知り得ず、それが差止め等の対象となり得るのかについての予測可能性が損なわれて、情報の自由な利用、ひいては、経済活動の安定性が阻害されるおそれがあるからである。」とする。予測可能性、経済活動の安定性の点は、京都地裁平 13.11.1 判決（人工歯の原型）も指摘するところであり、大阪地裁平 22.10.21 判決（投資用マンション大阪）は、予測困難となれば、従業員の職業選択・転職の自由を過度に制限することになりかねないことをも指摘する（注 1）。

そして、秘密保持の意思と客観的な秘密状態の確保の点に関しては、大阪地裁平 11.9.14 判決（会計事務所顧客先名簿）、大阪高裁平 17.10.27 判決（白蟻防除剤）が、秘密管理されているというためには「当該情報の保有者に秘密に管理する意思があり、当該情報について対外的に漏出させないための客観的に認識できる程度の管理がなされている必要がある」といい、人工歯の原型事件判決は、「当該情報の保有者が秘密に管理する意思を有しているのみではなく、これが外部者及び従業員にとって客観的に認識できる程度に管理が行われている必要があるというべきである。」とする（小野昌延編著 青林書院「新・注解不正競争防止法」第 3 版（以下「注解」）830-831 頁、小野昌延・松村信夫著 青林書院「新・不正競争防止法概説」（以下「小野・松村」）296-298 頁も参照）。

2 秘密管理性の判断基準・判断手法等

(1) 秘密管理性の具体的内容ないし判断基準として、実務上、通常は「当該情報にアクセスできる者が制限されていること、当該情報にアクセスした者が当該情報が営業秘密であることを客観的に認識できるようにしていることなど」（産業用ロボットシステ

ム）が必要であるとされる。いわゆる①アクセス制限の存在及び②客観的認識可能性の存在である（経済産業省知的財産政策室編著 有斐閣「逐条解説不正競争防止法（平成 23・24 年改正版）」（以下「逐条解説」）41 頁。）。ダンスミュージックレコード事件判決も、上記秘密管理性を要求した「趣旨に照らせば、当該情報を利用しようとする者から容易に認識可能な程度に、保護されるべき情報である客体の範囲及び当該情報へのアクセスが許された主体の範囲が客観的に明確化されていることが重要」であり、「秘密管理性の認定においては、主として、当該情報にアクセスした者に当該情報が営業秘密であると認識できるようにされているか、当該情報にアクセスできる者が制限されているか等が、その判断要素とされるべき」だとしている（注 2）。

(2) 問題となるアクセス行為を行ったとされる者が従業員である場合、会計事務所顧客先名簿事件判決は、その者を「含む」従業員との関係で、営業秘密であることが客観的に認識可能な状態で秘密管理されていることを要するとして、秘密管理性を否定している。本稿第 2 で詳述する PC プラント控訴審、第 3 の 1 に紹介する産業用ロボットシステム、ユタカエッセ控訴審、サンワコーポレーション控訴審（いずれも秘密管理性を肯定）、本稿第 3 の 2 で述べるサンワコーポレーション原審、人工歯の原型、ダンスミュージックレコード（いずれも秘密管理性を否定）等の判決も、少なくとも当該行為者を含む従業員の認識可能性及びこれらの者との関係において秘密管理されていたかを検討していることが明らかである（注 3）。

(3) 秘密管理性の判断において「要求される情報管理の程度や態様は、秘密として管理される情報の性質、保有形態、企業の規模等に応じて決せられるものというべきである」（大阪地裁平 15.2.27 判決（セラミックコンデンサー）、産業用ロボットシステム。小松一雄編 新日本法規「不正競争訴訟の実務」（以下「小松実務」）333 頁は、「情報の種類、性質、内容」を挙げる。企業規模、従業員数に関しては注 4 参照。）。

その他考慮すべき事情の例として、情報の利用態様、取得行為の具体的な態様（東京地裁平 19.12.26 判決（スパッタリングターゲット。判タ No.1282 326 頁）、東京地裁平 15.3.6 判決・東京高裁平 15.9.29

判決（食品包装用ネット）や、アクセス者の属性がある（「情報を利用しようとする者が誰であるか、従業者であるか外部者であるか」（ダンスミュージックレコード）、「情報を保有する事業者と情報にアクセスした者との具体的な関係」（東京地裁平 24.4.26 判決（水門凍結防止装置）。注 5）。

(4) そして、秘密管理性の判断手法について、スパッタリングターゲット事件判決、食品包装用ネット事件原審・控訴審判決は、上記のような諸般の事情を総合して、個別具体的に判断すべきであるとしている。

小野・松村 299・306 頁は、裁判例の詳細な分析として、客観的認識可能性は、秘密情報の性質、アクセスできる者の人数や保有者との関係に応じて相対的に決定されるとし、アクセス制限は、物理的アクセス制限の強弱、アクセス可能者の秘密保持義務の有無という法的管理体制、秘密を管理する責任者の有無や従業員に対する秘密情報管理の徹底などの組織的管理体制、営業秘密を記載した書類（複製物）の回収の有無という業務上の管理体制などを総合的に評価して判断していると指摘する。逐条解説 41 頁も、裁判例は、諸般の事情を総合考慮し、合理性のある秘密管理方法が実施されていたか否かという観点から判断している旨分析している（営業秘密管理指針 32 頁も同旨）。この合理性のある秘密管理方法の実施如何という点につき、裁判所は、当事者間の利益衡量上、秘密管理性を要求した趣旨を踏まえて、当該状況下において法の保護に値する合理的な努力が払われているか否かという観点から事案ごとに判断しているものと考えられる。

秘密管理性は個々の具体的事件における諸般の事情を総合考慮して判断されるものであるから、総合考慮の対象となる各事情は、他の諸事情との相関関係で判断され、従って事案によりその評価が異なり得る。このため、ある裁判例において秘密管理性を肯定或いは否定する根拠として指摘された点が、他の裁判例において必ずしも同様の判断を導き出す根拠とはなっていない（例えば、注 4 に記載の中小企業に関する裁判例における企業規模や、注 11 に記載した秘密とすべき情報の特定性のない就業規則等）。

(5) 裁判官による裁判例の分析として、小松実務 343-344 頁は、営業秘密に関する不正競争訴訟は元

従業員等が関与する場合は殆どであるが、秘密管理性の判断においては、元雇用主にとっての情報の重要性、秘密管理性等の営業秘密の要件、不正取得の要件が全体的に勘案されており、裁判例の営業秘密性の要件の検討に当たっては、個々の要件ごとに検討すると共に、事案全体を見て、相互の要件の関係も検討する必要があるという。これは、請求を認容した事案も、元従業員等の行為が自由競争の範囲を逸脱していると思われる場合に、元雇用主を救済するために、後者の有していた情報のうちどこまでを秘密管理されていた営業秘密として保護できるか検討し、請求の当否を判断していると思われるものも少なくないため、例えば、情報が重要で不正取得の態様が悪質である場合、秘密管理が若干手薄でも秘密管理性が肯定されていることもあると指摘する。

同様に裁判官による分析として、裁判例は、営業秘密の内容自体から当然に高度の秘密性が導かれること、事業規模、従業員との間の具体的な定め・指導等の状況を考慮して、原則的要件を緩和することもあり得るとの基準に立つと思われるとの指摘もされている（注 2 に記載の古河 341 頁）。

(6) 秘密管理性の判断において、裁判所が諸般の事情の一つとして情報の重要性等の性質を考慮するのは、これが少なくとも情報の秘密性の程度、秘密管理されていることの認識可能性、管理態様・程度の合理性に関係し得ると見ているからであろう。PC プラント事件は、このことがかなり明確に表れている事案であると評価できる。以下において、小松実務 343-344 頁や古河 341 頁が指摘する点に留意しつつ、本事件の秘密管理性の判断において、情報の性質、営業秘密の要件、不正取得の要件がどのように全体的に勘案されているのか、検討を試みる。

第 2 知財高裁平成 23 年 9 月 27 日判決（平成 22 年（ネ）第 10039 号、第 10056 号（PC プラント事件）の検討

（原審：東京地裁平成 22 年 3 月 30 日判決 平成 19 年（ワ）第 4916 号（第 1 事件）、平成 20 年（ワ）第 3404 号（第 2 事件））

1 当事者

控訴人兼附帯被控訴人（原告）：出光興産株式会社

(「原告」)

被控訴人(第1事件被告):株式会社ビーシー工業
(「被告ビーシー工業」)

被控訴人(第1事件被告):Y1(「被告Y1」)。被告ビーシー工業代表取締役)

被控訴人兼附帯控訴人(第2事件被告):有限会社山野商事(「被告山野商事」)

被控訴人兼附帯控訴人(第2事件被告):Y2(「被告Y2」)。(被告山野商事代表取締役。原告/出光石化の元従業員)

2 事案の概要

本件は、子会社であった出光石油化学株式会社(「出光石化」)の権利義務を吸収合併により承継した原告が、被告らが共同して、出光石化が保有していた営業秘密であるポリカーボネート樹脂製造装置(「PCプラント」)に関する図面・図表(「本件図面図表」)に記載された本件情報を出光石化の従業員をして不正に開示させて取得し、その取得した本件情報を中国企業に開示した行為が、不正競争防止法2条1項8号の不正競争行為又は民法709条の不法行為に該当する旨主張して、被告らに対し、不正競争防止法3条1項に基づく差止・廃棄、同法4条(予備的に民法709条)に基づく損害賠償として2億9700万円の支払を求めた事件である。

原判決は、出光石化が保有していたPCプラントに関する情報は営業秘密に当たるとした上で、被告山野商事及び被告Y2に関しては、本件図面図表の一部分についてのみ不正競争行為があったと認定し、その部分に関する使用、開示の差止めを認めるとともに、不正競争防止法4条に基づく損害賠償を1100万円の限度で認め、その余については棄却した。被告ビーシー工業及び被告Y1に関しては、不正競争行為が認められないとして、同被告らに対する請求をいずれも棄却した。

3 裁判結果:控訴認容 原判決変更 附帯控訴棄却

控訴審裁判所は、以下の通り、本件情報の営業秘密性を肯定し、本件情報の全体につき被告らによる不正競争行為があったとして、請求を認容した。

(1) 有用性及び非公知性

「本件図面図表に記載された本件情報は、原告及び

出光石化が独自に開発したPC樹脂の製造技術に基づいて設計された、出光石化千葉工場第1PCプラントの・・・具体的な設計情報であり、同PCプラントの運転、管理等にも不可欠な技術情報であるから、原告及び承継前の出光石化のPC樹脂の製造事業に『有用な技術上の情報』であることは明らかである。」

「PC樹脂の製造について商業規模の自社技術を有するものとして知られていたのが、平成20年2月当時においても、原告を含めて世界で僅か8つの企業グループに限られ、それぞれの技術が各企業グループ独自の技術であることに照らすと、原告及び承継前の出光石化が保有するPC樹脂の製造技術に関する本件情報は、世界的にも稀少な情報であって、原告及び承継前の出光石化にとって秘匿性が高く、社外の者に開示されることがおよそ予定されていないことは明らかである。したがって、本件情報は、『公然と知られていないもの』であると認められる。」

(2) 秘密管理性

「不正競争防止法2条6項の『秘密として管理されていること』とは、外部者及び従業員から認識可能な程度に客観的に秘密として管理されていることを指す。・・・本件図面図表・・・並びにその電子データ(CADデータ)が記録されたフロッピーディスクは、千葉工場のPS・PC計器室のロッカー内に保管されていたものであるところ、守衛の配置等により外部の者の工場内への入構が制限されており、PS・PC計器室の建物出入口の扉に『関係者以外立入禁止』の表示が付されることにより、PS・PC樹脂の製造に関係ない従業員の立入りも制限されていたのであり、さらに、フロッピーディスクが入れられたケースの表面には、持ち出しを禁止する旨が記載されたシールが貼付されており、しかも、上記ア(筆者注:非公知性の判断の項)で説示したとおり、本件情報は世界的にも稀少な情報であって、そのことを千葉工場のPS・PC樹脂の製造に関する従業員が認識していたことは当然であるから、PS・PC樹脂の製造に関する従業員においても、PC樹脂の製造技術に係る情報が秘密であることは認識されていたといえるし、このことは、当業界の外部の者にとっても同様であることは明らかである。したがって、外部者・従業員のいずれにとっても、本件図面図表及びその電子データが記録されたフロッピーディスクが秘密として管理されていることは当然に認識されていたというべきであり、本件情報が秘密

として管理されていたことは明らかである。」

4 本件における秘密管理性の判断

(1) 原審は、秘密管理性の判断基準に関し特に規範を定立してはいないが、控訴審の認定したと同様の秘密管理状況（工場内・計器室への入構・立入の制限、持ち出し禁止のシール貼付）を認定し、世界的稀少性を有する本件情報にはその性質上高い秘匿性があり、少なくとも出光石油化学千葉工場の従業員であればこの秘匿性を一般的に認識していたものと推認されると指摘した上で、従業員以外の者や特定の関係者以外の従業員に対するアクセスが制限され、アクセスした従業員においても、それが秘密情報であることが認識し得るような状況の下で管理されていたものと認められるとして、秘密管理性を肯定した。

控訴審も、基本的にはアクセス制限及び客観的認識可能性を検討しているものと考えられるが、本件情報の稀少性、秘密性や秘密管理されていることを認識する主体に業界の外部者を含めている点と、稀少性や秘密管理されていることの当然の認識があったことを指摘する点で原審の判断と相違する。判示は極めて簡潔であるが、以下、これらの点につき順を追って見ていくことにする。

(2) 事実認定によれば、PC樹脂の製造について商業規模の自社技術を有し活動している企業として知られていたのは、平成20年2月当時でも原告を含む8つの企業グループのみであった。PC樹脂の製造技術は、これを保有する企業グループがそれぞれ開発した独自の高度な技術であって、機密性が高く、一般には公開されておらず、原告ないし出光石化も、そのように限られた商業規模の自社製造技術を有してきたのである。控訴審裁判所が製造に係る従業員・当業界の外部者共に、本件情報の世界的稀少性を認識していたことが当然であるとしたのは、上記事実を業界の共通認識・常識と見たためではなかろうか（注6）。

(3) 次に、本件情報の稀少性を当然認識していたから、上記外部者・従業員がPC樹脂製造技術情報の秘密性を認識していたとした点は、非公知性・有用性の判断及び情報の重要性と相互に関連していると考えられる。

非公知性の判断においても、控訴審裁判所は、本

件情報の稀少性から高度の秘匿性が導かれることを指摘し、本件情報は社外の者に開示されることがおよそ予定されていないことは明らかだとしている。本来的に「稀少」の語は「少なく珍しいこと」を意味するが、控訴審裁判所のいう「稀少性」は、稀少であるために生ずる価値（稀少価値）が高い意味で用いられているものであろう。有用性について、裁判所は、本件情報が独自開発技術に基づくPCプラントの具体的設計情報で運転・管理等にも不可欠であることをもって、有用性が明らかだとするが、原告らのPC樹脂製造技術が世界で僅か8つの技術のうちの1つという高度技術であり、当該事業において根幹的・決定的役割を果たすもので、競争力の源泉であることに照らすと、本件情報の有用性・重要性の程度は極めて高い（稀少価値が高い）と考えられる。上記のような本件情報の「稀少性」に鑑みれば、本件情報がみだりに流出するときは原告らの事業の競争力に重大な影響を及ぼすことが明白である。よって、この稀少性を当然認識していた上記外部者・従業員は、PC樹脂の製造技術に係る本件情報の秘密性を認識していたといえる。

(4) 本件情報が上記のような性質のものであるとすると、外部者・従業員は、裁判所が認定した程度の管理状況であっても、原告側の秘密管理の意思が明らかにその管理状況に発現されているものと認識せざるを得ない。このように考えてくると、控訴審裁判所のいうように、本件図面図表等は外部者・従業員において「秘密として管理されていたことが当然認識されていた」し、本件情報が「秘密として管理されていたことは明らか」だと評価することができよう。

(5) 本件情報は、原告側元従業員で、被告山野商事を設立して千葉工場に入入りしていた被告Y2が、原告側従業員に働きかけて入手したものである。

被告山野商事及び被告Y2は、管理に重大な欠陥があるから秘密管理性の要件を満たしていないと主張して、「関係者以外立入禁止」の表示があっても特別の監視装置がないから、関係部署以外の従業員が立ち入らないということはできず、鍵のかけられていないロッカーから容易に本件情報が記録されたフロッピーディスクを持ち去られる危険がある、アクセスを許容された従業員の範囲、暗証番号等の規定が不明である、従業員による情報持ち出し時の

チェック等の手続が不明である、退職者等の訪問時の取扱いによっては本件営業秘密の社外流出が十分防止できない等の問題点を指摘した。しかしながら、控訴審は、判断中でこの点に言及することがなかった。秘密管理性があることは明らかなという判断であるから、指摘された点は秘密管理性の有無の判断に影響を与えるような致命的瑕疵ではなく、これを取り上げる迄もないということであろう。

5 本件における不正競争行為の有無及び損害論

(1) 原審・控訴審とも、被告 Y2 が原告側従業員に働きかけて情報を入手したとして、被告 Y2 及び被告山野商事について不正競争行為を認めたが、原審は持ち出しが具体的に認められた本件図面図表の一部についてのみ不正競争行為があったとしたのに対し、控訴審は、本件情報の全体につき不正競争行為があったとした（注7）。PC 製造技術は限定された企業グループしか保有しておらず、しかも、各社が独自に開発した特殊技術であって、一部図面を入手しただけでは他社技術や一般的知識と組み合わせても図面等を完成できない筈の性質のものであったにもかかわらず、これらを含む完成図面等が中国企業に納入されていること等を考慮した結果である。

また、被告ビーシー工業及び被告 Y1 については、原審は不正競争行為を否定したが、控訴審は、PC 樹脂関連の知識・経験のない被告ビーシー工業が、取引関係のある中国企業から PC プラント建設の協力依頼を受けて、協力者を募集したり業務受託者に図面等作成作業を統括させたりし、被告 Y1 も右作業の報告を受けていたこと等から、これら被告についても不正競争行為があったとした。

(2) 損害に関し、原審は、損害が生じたことは認められるが、損害額の立証に必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難だとして、不正競争防止法 9 条により相当な損害額は 1100 万円であるとした。控訴審では、PC 樹脂の製造技術に関しては稀少な技術の開示を受け、保持すること自体に価値があるので、不正開示による原告の損害額は、本件情報が営業秘密から外れて第三者の自由に行使し得る状況に置かれたことを踏まえ、技術提供時に固定の金額として定められるライセンス料を基準とすべきだとして、原告側と第三者との過去の契約におけるライセンス料を斟酌し、不正競争防止法 5 条 3

項により原告が受けるべき金額を 2 億 9000 万円、弁護士費用を 2900 万円と算定し、請求額 2 億 9700 万円の限度で請求を認容している（注 8）。

(3) 控訴審の判断によれば、本件情報の全体につき不正競争行為があり、これにより完成図面等を中国企業に引き渡したのであるから、原告にとって競業上の優位性を保つための「稀少な」財産である本件情報の全てが営業秘密から外れて第三者の自由に行使し得る状況に置かれたことになる。控訴審裁判所は、不正競争行為の影響の大きさを算定損害額の算定に当たって考慮しているが、この不正競争行為の態様の悪質性・結果の重大性は、下記の通り、秘密管理性の判断に当たっても考慮されているのではなからうか。

6 控訴審判決の秘密管理性の判断の評価

控訴審裁判所は、原告らの PC 樹脂製造事業に係る競業上の優位性を保つために決定的役割を果たす競争財産としての本件情報の性質・内容、殊に重要性や秘密性を相当程度重視し、また事案全体から見れば、被告らの行為は自由競争の範囲を明らかに逸脱した悪質なもので、原告を保護するのが相当であると評価したものと推察され、このことも相俟って、具体的な秘密管理の程度・態様については裁判所が認定したとおりの相対的に緩やかなもので足りるとしたのだと考えられる。

第3 情報の重要性・秘密性につき検討した他の裁判例

1 PC プラント事件の他にも、営業秘密であると主張された情報の重要性、或いは情報の内容自体から当然に高度の秘密性が導かれるか否かを考慮して秘密管理性の判断をしたと解される件がある。

(1) 大阪地裁平 8.4.16 判決（男性用かつら）は、原告の元従業員が顧客名簿を不正取得・使用したとされた事件である。裁判所は、有用性の判断において、男性用かつらの販売業においては顧客の獲得が困難で、多額の宣伝広告費用を投下して各種宣伝媒体を利用せざるを得ないとし、原告顧客名簿も、原告が長年多額の宣伝広告費用を支出して獲得した顧客が多人数記載され、定期的な調髪等の需要も見込まれること等から、「原告顧客名簿は、原告が同業他社と競争していく上で、多大の財産的価値を有する有用

な営業上の情報であることが明らか」だとして情報の重要性を指摘している。この上で、秘密管理性につき、表紙にマル秘の印を押捺した顧客名簿を原告心斎橋店のカウンター内側の顧客からは見えない場所に保管していた措置は、「男性用かつら販売業における顧客名簿というそれ自体の性質」、原告の事業規模、従業員数等（従業員は、本店・3支店の総計7名。心斎橋店は店長1人）に鑑み、原告顧客名簿に接する者に対しこれが営業秘密であると認識させるのに十分だとして、緩い管理であっても秘密管理性を肯定している。

- (2) これに対し、やはり元従業員が顧客名簿を使用したエーアンドネイチャー仮処分事件決定では、かつら等の販売や、かつら利用者に対する理容等の事業を営む債権者の顧客情報につき、顧客等は、一般的に債権者との関係が他人に知られることを非常に恐れているので、顧客情報の秘密保持が営業活動上の大前提であり、債権者のパンフレットには顧客の秘密厳守が強調され、「債権者従業員らの間では、顧客情報が秘密として管理されるべきことが当然のこととされていた」とし、管理措置として、データの統一的管理、アクセス権者の限定等がされていたことを指摘して、秘密管理性を肯定している（元従業員による不正競争も肯定した。注9）。
- (3) 産業用ロボットシステム事件では、ロボットシステムの部品構成や仕入額等を記録した仕入れ明細（「プライスリスト」）並びに設計図・設計CADデータ等（「設計図等」）が原告の営業秘密に該当するとされ、その一部について被告ら（原告の元従業員及び競業会社）による不正競争行為が肯定された（持ち出したのは当該元従業員である。）。

プライスリストの秘密管理性を肯定する事情としては、アクセス権者が限定されており、アクセス時のパスワードの入力や印刷時の責任者の許可を要していたことのほか、「機械製造メーカーにとって一般的に重要であることが明らかな仕入原価等の情報」が記載されていることが指摘されている。そして、外部への呈示・持ち出しが許されていたとは認められないので、パスワードが変更されず、パソコン上にパスワードを記載した付せんを貼っている者がいたり、秘密管理に関するマニュアルや秘密表示についての取決めを欠く等の管理の瑕疵があっても、従業員がプライスリストを営業秘密である旨客

観的に認識できたとされた。

設計図等の秘密管理性を肯定する事情としては、設計室内のキャビネットへの設計図の保管、サーバー—元保管データへのアクセス可能端末やアクセス権者の限定、原図コピーを交付する一部外注先等との間での秘密保持に関する念書の取り交わし等のほか、設計図等には「機械製造メーカーにとって一般的に重要であることが明らかなロボットの設計・製造に係る技術情報」が記載されていることが指摘され、従業員が設計図等を営業秘密である旨客観的に認識できたとされた。また、原告は、仕入先等に対し秘密保持契約を締結せずに設計図等を提供することがあったが、目的外用途への使用を許諾したのではないし、仕入先等に対する情報管理がその程度の緩やかなものでよいと従業員が認識することになっても、これが営業秘密だという認識や認識可能性は失われないとされた（注10）。

- (4) 大阪高裁平 20.7.18 判決（ユタカエッセ控訴審）は、控訴人の従業員（大阪営業所長）であった被控訴人Bが、控訴人の営業秘密である営業情報の一部を被控訴人会社に不正の目的で開示し、被控訴人会社は、被控訴人Bが控訴人に在職中に提出した誓約書によりその秘密情報の保持義務を負っていたことを認識しつつ、これを取得して使用したとされた事件である。裁判所は、本件営業情報（控訴人商品の販売先業者名、販売価格、仕入価格等）は「それ自体競合会社に知られると控訴人に多大の損害を与える可能性のある情報であり、営業従業員等がその旨の認識を有していたといえることは明らか」だとして、情報の重要性及びその旨の認識があったことを指摘している。そして、控訴人は被控訴人Bが従業員を引き抜いて独立するのを防ぐために本件誓約書（秘密保持義務を負う情報の内容等が抽象的。独立後の得意先等との取引避止のみ具体的例示あり）を作成させたが、被控訴人Bは、控訴人の取引先を同業他社に紹介して営業情報が漏れた例や、かかる事態を防ぐ必要につき説明を受けたので、右「特殊状況下で作成された」本件誓約書によって、少なくとも売れ筋商品であった控訴人商品の販売先業者名、右業者への販売価格、仕入価格が、秘密保持義務の課された情報に該当することを「当然に認識ないし認識しうる」ものとした。また、これと同じころ、控訴人が同情報を知りうる立場にある従業員全員

(控訴人の従業員の大半である営業関係の従業員約11人)に本件誓約書と同じ体裁の書面を作成させて秘密保持義務を課す等したことにより、従業員との関係で客観的に認識できる程度に秘密管理されていたとした。

本件では、具体的管理措置は、誓約書やこれに関する説明のみであった点が注目される。

- (5) 大阪高裁平 14.10.11 判決 (サンワコーポレーション控訴審) では、人材派遣業者 (控訴人) の元従業員 (被控訴人) が、在職中に知った就業先の営業秘密を使用して派遣社員を退職させ、同業他社に就職させた等と主張された。裁判所は、人材派遣業における派遣先、買単価、売単価を「外部に漏らしてはならないものであることは、その性質上あまりにも当然であり、控訴人従業員にとっていわば常識に属する事柄であったと考えられ」、機密保持に関する誓約書・就業規則 (但し機密情報の特定は抽象的) や、売単価・買単価が機密であることについての指導等があったことに照らしても、派遣就業情報、特に売単価・買単価が外部に漏らしてはならない企業秘密であることを「認識していた」といえるとした。そして、情報のオフコンによる集中管理、隔離・施錠したキャビネットへの書類の保管、直接オフコンや書類にアクセスできる者の限定等がされていたから、情報に接する機会のある社員に対し、営業秘密であることを認識できる客観的措置が取られていたとして、秘密管理性を肯定した。また、キャビネットにマル秘表示がなく、営業社員が書類を自由に見て営業活動に使用していたこと等は、「派遣就業情報を外部に漏らしてはならないことが従業員に認識されていて・・・これに相応する情報管理体制がとられていたといえる以上」、秘密管理性を否定する事情ではないとされた (不正競争行為は否定)。

2 一方、予測可能性を確保する観点からすれば、情報が非常に重要だからといって、秘密管理性の要件が直ちに緩和されるわけではない (小松実務 344 頁)。また、情報の不正取得等を行った者が情報の秘密性を認識できた筈であるとの主張には、秘密維持のため合理的努力を払っていたことの主張・立証が伴わなければならない。

- (1) 大阪地裁平 12.7.25 判決 (サンワコーポレーション 原審) は、本件情報に接する機会のある社員に対し

て営業秘密であることを認識できるような客観的措置が講じられていたことが必要であるとした上で、原告社員なら誰でも書類のファイルを自由に見ることができ、上記元従業員を始めとする営業担当社員は職務上当然に本件情報に接する立場にあったのに、書類等の管理が一般的な態様のもので機密表示もなかったこと等から秘密管理性を欠くとした。また、秘密管理性を要件とする趣旨は、多くの企業情報がある中で保護対象となる営業秘密を客観的に認識できるようにしておく趣旨であるから、機密の内容が抽象的な誓約書や就業規則をもって本件情報が秘密管理されていたというためには、情報が極めて重要で、性質上機密に該当するというだけでは足りないとした。なお、原審において営業秘密として主張された情報は、派遣社員に関する情報 (現住所等のプライバシー情報) と、派遣社員個々の派遣就業に関わる情報 (具体的派遣先、売単価、買単価等の派遣就業情報) からなるものであった。控訴人 (一審原告) は、控訴審において、主張の対象を派遣就業情報に絞っている。

- (2) 注5に記載のコンベヤーライン昇降装置事件判決では、製品の販売先、販売金額の情報の秘密管理性が問題となったが、秘密管理性は法の保護に値するものを判別するため特に要求される要件であるから、情報の性格や、情報の不正開示を行ったと主張される者の仕事上の経験から、その者は当該情報が秘密であることを当然認識できたはずだというだけでは、法の保護を求めるための要件として不十分であるとする。

- (3) 人工歯の原型事件判決では、原告の従業員 (主任研究員) であった被告 A が、原告の営業秘密である人工歯の原型を持ち出し、被告会社に開示し、被告会社が故意・過失により営業秘密を使用して被告商品を製造販売していると主張された。裁判所は、被告 A による本件原型の持ち出し、被告会社への開示の可能性はかなり高いこと及び有用性が推認されたとしたが、秘密管理性を否定した。

被告 A 在籍当時、原告においては石膏原型の保管場所が特定されておらず、「各担当者の任意」の保管に「委ねられ」、置く場所も各社員の机の上などまちまちで、被告 A も本件原型を自己の机の上に置いたままにしており、石膏原型等に部外秘の表示もなかった。人工歯見本も「担当者が」ポリ袋に入れ

るなどして、「適宜」研究室に保管しており、人工歯の試作品は秘密保持契約を締結せずに外部専門家に預け、排列等の評価をしてもらっていた。これらのことから、裁判所は、少なくとも従業員に対する関係では、客観的に認識できる程度の秘密管理はされていなかったとし、社内の者であっても担当グループの承諾なく搬出できないことは特別な管理行為ではなく、研究所への部外者の立入禁止措置などは通常の社屋管理のあり方で、従業員に対する関係での秘密管理行為ではないとした。

原告は、担当グループ構成員には開発各段階における技術情報が当然機密であることの自覚があったと主張したが、裁判所は、石膏原型等や、本件原型を含む人工歯見本は、それぞれ工程における段階が異なり、完全な試作か具体的に商品化に向けたものか等によって有用性を異にし、企業が秘密として扱うか否かも異なり得るので、具体的な管理措置もなく当然に営業秘密であることが自明だとはいえない、特に、本件原型を含む人工歯見本は不具合をチェックするためのもので、それ自体は直接製品化につながらず変更の可能性も高いだけになおさらだとした（現に、本件原型は修正しなければ使用できず、手直しが必要である旨評価されたものである。）。また、原告が金型作製を下請に出す際の秘密保持覚書（対象となる機密情報は、機密である旨表示した有形資料、機密である旨口頭で開示しその後書面化したものをいい、書面化しなくても良識で機密扱いとするとの内容のもの）からも、当業者において何が秘密であるか自明だといえないことが窺えるし、就業規則における企業秘密の不正開示禁止等の規定において秘密の内容が具体的に特定されていないこと（注11）も併せて指摘している。

開発段階における技術情報は玉石混交であるが（注12）、裁判所としては、本件原型を含む人工歯見本は、直接商品化に結び付く情報と比べると相対的に有用性・重要性の程度が低いため、当然には秘密として扱うべきだとの認識を持ちにくい、従って、このような性質の情報を営業秘密として保護するためには、秘密管理の意思が客観的に認識できるよう（第1の1項の本事件判決引用箇所参照）、合理的努力を払って情報の性質に見合う相応の管理措置を取る必要があるのに、原型等の保管は従業員任せで実態は杜撰であり、就業規則等において秘密とすべき

客体を具体的に明らかにして営業秘密であることを従業員に認識させる措置も取っていないということでは、少なくとも従業員に対する関係で相応の管理がされていなかったと判断したのであろう（注13、注14）。

3 秘密管理性を否定するに当たって、情報の秘匿性に疑問を呈する裁判例もある。ダンスミュージックレコード事件判決では、原告はレコード・CD等のインターネット等による通信販売業を営んでいた。裁判所は、営業秘密であると主張された商品仕入先情報の特定性が欠ける点を措いても、アルバイトを含む従業員が情報を閲覧でき、情報漏洩防止がなく、従業員との間の秘密保持契約も対象が抽象的で、本件仕入先情報が営業秘密に当たることにつき従業員に注意喚起する措置も講じられていなかった等と指摘し、このような管理状況に加え、仕入先情報の内容の「多く」（名称、住所又は所在地、電話番号、ファクシミリ番号など）が、インターネット等により一般に入手できる情報をまとめたもので、原告が個々の仕入先を秘匿しなければならぬ事情も窺われないから、「本件仕入先情報は、その性質上、秘匿性が明白なものとはいえないこと等を考慮すれば」、本件仕入先情報を用いて日常業務を遂行していた原告の従業員は営業秘密である旨容易に認識できなかったとした。

注1：東京地裁平18.7.25判決（訪問介護サービス利用者名簿）、東京地裁平19.5.31判決（中屋）は、本文後述の客観的認識可能性、アクセス制限を要求する文脈において、「事業者の事業経営上の秘密一般が営業秘密に該当するとすれば、従業員の職業選択・転職の自由を過度に制限することになりかねず、また、不正競争防止法の規定する刑事罰の処罰対象の外延が不明確となる」ことを指摘する。同様の点は、大阪地裁平19.2.1判決（データキャリ派遣情報原審）も指摘している。

注2：エーアンドネイチャー事件は、アクセス制限の存在、アクセス者に対し権限なしに使用・開示してはならない旨の義務が課されていること、アクセス者に対し当該情報が財産的情報であることを認識できるようにしていることが秘密管理性の判断基準となると判示する。営業秘密報告書の説明も同様である。

また、アクセス制限、客観的認識可能性の他に、「そのた

めの組織的な管理が行われていること」が必要だとする裁判例（東京地裁平 20.7.30 判決（銀座サラブレッド倶楽部））がある。「組織的管理」については、営業秘密管理指針（平成 23.12.1 改訂）31-33 頁、68-85 頁に詳細な記載がある。

更に、アクセス制限等の管理状況を補強或いは補完する事情として、「従業員に対する指導監督」を挙げる整理の仕方もある（新日本法規「知的財産法の理論と実務」第 3 巻「商標法・不正競争防止法」「営業秘密の各要件の認定・判断について」（古河謙一）（以下「古河」）340-341 頁）。

注 3：スパッタリングターゲット事件では、行為者は、原告が業務委託契約を締結した相手方の個人被告であったが、被告の従業員としての性質が一般従業員に比して特殊であることもあってか、特に被告に対し認識可能とする措置を取っていたかについて丁寧に検討している。

なお、営業秘密の譲渡があり、譲受人（原告）が管理業務を外部委託していた東京地裁平 16.5.14 判決（作務衣）、原告が管理業務等を関連会社に委託していた大阪地裁平 25.4.11 判決（中古車販売顧客情報）では、譲渡人、譲受人・原告、委託先での管理状況を検討している。

注 4：「小松実務」333 頁は、大企業では多数の従業員の誰がアクセスしても営業秘密であることが認識できるような厳格な管理が必要となることもあるが、中小企業では少数の従業員に対して口頭で注意する等の手段により十分認識させ得る場合もあると指摘する。

裁判例として、東京地裁平 23.11.8 判決・知財高裁平 24.7.4 判決（投資用マンション東京）は、1 審原告らは資本金の額が 18 億円を超える東証 2 部上場企業及び資本金 5000 万円の株式会社であるが、顧客情報を共同して保有するものである以上、「両者併せて相応の情報管理体制が求められるというべき」であるとしつつ、データの一元管理、アクセス権者の限定等をもって秘密管理性を肯定した。

また、大阪地裁平 22.6.8 判決（占い鑑定）、セラミックコンデンサー事件判決では、それぞれ顧客情報にアクセスすることができるスタッフが 6 名程度、従業員全 10 名（従業員全員が本件電子データの取扱いの態様を認識していたと推認）という原告の規模も考慮して、秘密管理性を肯定した。

一方、東京地裁平 16.4.13 判決（ノックスエンタテインメント）は、秘密管理性は具体的事情に即して判断されるとし、アクセス者に営業秘密であることが認識できるようにしていること、アクセス制限、パソコン内情報の消去、印刷物

の回収、情報の漏洩禁止措置等の事情があれば秘密管理されているといえるが、本件ではこれらが欠けていたとして秘密管理性を否定し、原告事務所には代表者・従業員併せて 4 名という極めて少人数の社員が勤務しているため、ファイルにアクセスする者を制限すること等は業務の円滑な遂行の観点から困難であっても、別な措置を取ることは十分可能であった旨指摘する。

東京地裁平 23.9.29 判決（ディーラー名簿原審）も、原告は資本金の額が 2400 万円、社員数が約 30 人弱の中小企業で情報を管理しやすい環境にあったが、秘密管理規定の手続が遵守されず、パスワードの設定等による物理的障害もなかった等として、秘密管理性を否定している。

注 5：営業秘密報告書、小松 333 頁は、アクセス者の属性により、要求される秘密管理の程度・内容が異なり得ることを指摘する。

この点、名古屋地裁平 11.11.17 判決（コンベヤーライン昇降装置）は、本件情報に関する原告の主張は、これを知り得ない外部者が取得したことを理由とするものではなく、これを知る者が漏らしたことを理由とするものであるから、情報の管理状況も、単に外部者がそれを知ることができないような措置を講じていたというのでは不十分であり、情報に接している者がそれを漏らしてはならない秘密であると認識できるような措置を講じていたことが必要だと判示する。

注 6：石油化学工業を営む訴外中国企業は、過去において、出光石化に対し、PC 樹脂製造事業に関する申入れをしたものの、交渉を打ち切られている。

注 7：セラミックコンデンサー事件においても、被告らが 2 枚の部品図面を所持していたが、これと原告図面との一致性、原告製品と被告製品の一致性等や、セラミックコンデンサー積層機等の設計図は機械全体の設計図がなければ利用価値が殆どないものであることなどから、被告らは 6000 枚に及ぶ設計図の電子データを複製することにより一括して取得し使用等したとされている。

注 8：関連事件として、出光興産株式会社は、不正競争行為にかかわった阿州エンジニアリング株式会社に対して別件訴訟を提起して本件と同様の請求をし、損害額が請求額より多少減額されたことを除いては、請求が認容されている（東京地裁平成 23 年 4 月 26 日判決）。請求額は 2 億 9700

万円、認容額（不正競争防止法5条2項、9条）は2億8700万円であった（弁護士費用1500万円を含む。）。

注9：本件決定は、顧客のプライバシー保護のための秘密保持の重要性を、営業秘密の秘密管理性における秘密の認識と関連付けているように見受けられる。

また、個人情報保護の観点からの研修やアクセス制限等をしていたことを、秘密管理性を肯定する事情として考慮する裁判例に、東京地裁平14.12.26中間判決（ハンドハンズ。終局判決は平成15.11.13）や東京地裁平22.3.4判決（エンジニア派遣情報）がある。

但し、事案によっては、プライバシー等の保護の観点から秘密保持が必要である情報についての秘密保持措置は当該目的のために取られているのであって、不正競争防止法上の営業秘密性を直ちに導くものではないとされることがある（注1の訪問介護サービス利用者名簿事件判決、データキャリ派遣情報事件原審・控訴審（大阪高裁平19.12.20判決））。

注10：大阪地裁平19.5.24判決（水門開閉装置用減速機）でも、特段の秘密保持措置を取らずに顧客に部品図を交付していたが、求められても当然には交付せず、責任者である個人被告の了解を得ることとされていた。裁判所は、了解を得るようにしていたことで社内的な秘密管理措置が取られていたとし、顧客が自社の施工納入した製品の部品の図面をむやみに他に開示するとは考え難いから、顧客との関係での秘密保持措置がなくても、部品図を秘密とする旨を従業員が認識できなかったとはいえないとした。

注11：サンワコーポレーション原審判決のほか、注10の水門開閉装置用減速機事件判決（組立図について）でも、秘密とすべき情報の特定性のない就業規則では、対象が不明確で、情報にアクセスを許された者に対し秘密である旨認識させる措置を講じていたとは言えないとされている。

また、注1、注9のデータキャリ派遣情報事件原審・控訴審判決も、秘密管理上の瑕疵を指摘した上で、概括的・抽象的記載の条項しかない誓約書や就業規則では、秘密管理性を肯定する積極的根拠とはできない等としている。

一方、抽象的内容の誓約書等でも、秘密管理性を肯定する根拠として考慮される場合があることについては、本文中で紹介したユタカエッセ控訴審判決及びサンワコーポレーション控訴審判決の通りである。

注12：被告は、原告において人工菌の設計変更がされたため、本件原型が有用性を喪失し秘密管理が放棄されたとし、被告Aは手元にある本件原型の複製を全て廃棄したが、本件原型やその複製の処分について原告から何の指示もなかったと主張した。原告は、設計変更は部分的なものに過ぎないと主張したが、廃棄処分の対象・手順等を定めた内規やその履践状況等についての主張・立証をした形跡は窺われない。

研究部門における秘密管理が問題となった他の裁判例に、東京地裁平22.4.28判決（コエンザイムQ10）がある。この件では、技術情報であるコエンザイムQ10等の生産菌の有用性・非公知性が「明らか」とされたが、秘密管理性を肯定する事情として、アクセスできる者や保管場所・持ち出し場所の特定、保管場所や建物の施錠・常時監視、研究者自らによる製造工場への運搬、本数チェック等のほか、研究済み培養液が殺菌後廃棄処分されていたことが指摘されている。秘密の旨の表示がなかったこと等は問題とされなかった。

注13：秘密管理の意図を客観的に認識できるだけの措置が欠けていることは、注10他の水門開閉装置用減速機事件判決の製造原価実績表に関しても触れられている。これとは反対に、大阪地裁平20.6.12判決（出会い系サイト）は、原告ら社内で顧客データへのアクセス権者が制限されていなくても、ID・パスワードが設定されていれば、従業員にとっては、原告らがこれらを知らない非従業員に対して秘密とする意思を有していると認識し得るだけの措置を取っていたといえる等と指摘する。

注14：本判決に対する批判として、被告Aにとって情報が原告の営業秘密に該当することを認識させるために十分な管理がされていたことを考慮すれば、裁判所は被告Aが現実に営業秘密であることを認識しているか否かにかかわらず、何らかの物理的な管理体制を要求したものであるとか（知的財産法政策学研究Vol.14(2007)「営業秘密の保護と秘密管理性－人工菌事件－」（小嶋崇弘）235頁）、情報にアクセスする者の認識を超えた一定レベルの秘密管理性を要求したことが明らかであるとか（知的財産法政策学研究Vol.25(2009)「秘密管理性要件に関する裁判例研究－裁判例の『揺り戻し』について－」（近藤岳）170頁）、管理に多少の落ち度があっても秘密管理性が認められた従前の事件と同等かそれ以上の秘密管理がされているにもかかわらず、厳格な管理を要求し秘密管理性を否定する裁判例が頻

出するようになった嚙矢となるものである（別冊ジュリス
ト 188号「商標・意匠・不正競争判例百選」192頁 田村善

之・津幡笑）等のものである。

（原稿受領 2013. 5. 16）

パンフレット「弁理士Info」のご案内

内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説
しています。

一般向き。A4判30頁。

価格

一般の方は原則として無料です。

（送料は当会で負担します。）

問い合わせ/申込先

広報・支援・評価室

e-mail: panf@jpaa.or.jp

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2

電話: 03(3519)2361(直)

FAX: 03(3519)2706

